

令和4年7月10日執行の参議院香川県選出議員選挙における  
選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用）について

登録者数	人数割額	固定額	制限額
810,703 人			
$\frac{810,703 \text{ 人}}{1 \text{ 人}}$	× 13 円	+ 23,700,000 円	= <u>34,239,200 円</u>

（百円未満の端数は百円とする。）

○ 法定選挙運動費用の計算

$$= \frac{\text{選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数}}{\text{通常選挙における当該選挙区内の議員定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額}$$

（参照） 公職選挙法第194条  
公職選挙法施行令第127条

参考

○令和元年7月21日執行参議院香川県選出議員選挙	34,464,700 円
○平成28年7月10日執行参議院香川県選出議員選挙	34,569,200 円
○平成25年7月21日執行参議院香川県選出議員選挙	34,484,000 円